

津山市地域材利用新築住宅補助金交付要領

(趣旨)

第1条 市長は、地域材の積極的な使用を推進することにより、津山市内（以下「市内」という。）の林業の振興と地域経済の活性化を目的として、市内に自ら居住のための一戸建木造住宅を建築する者に対し、予算の範囲内において津山市地域材利用新築住宅補助金（以下「新築補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）及び津山市林業振興補助金交付要綱（平成27年津山市告示第36号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 地域材 岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）第3条の登録を受けている製材業者が製材した国産材製材品（皮剥等の加工丸太を含む。）のうち、25%以下の含水率に至るまで乾燥させた製材品をいう。
- (2) 主要構造部材 土台、大引、根太、柱、間柱、筋交、梁、桁、束、母屋、棟木、垂木など建物の構造躯体を構成する木材をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この要領による補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、自ら居住するために、第4条の要件に該当する住宅を新築する者又は市外に住所を有し、自ら居住するために市内に第4条の要件に該当する住宅を新築した後、速やかに本市に住民登録する者。
- (2) 建売住宅の場合は、売買契約を締結し、第9条第3項の規定による補助金の交付申請が補助金申込年度の3月31日までにできる者。
- (3) 申込日現在において、市税等の滞納が無いことを書面で確認できる者。
- (4) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者。
- (5) 国及び地方公共団体等が実施する事業において移転補償を受けて新築をしない者。
- (6) 市が実施する地域材利用促進のための普及啓発に協力できること。
- (7) その他市長が必要と認める要件。

(補助金の交付対象住宅)

第4条 この要領による補助金の交付対象住宅は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する住宅とする。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人事業者と請負契約を締結した一戸建て木造住宅。
- (2) 台所、便所、浴室があり独立した生活を営むことができる住宅。
- (3) 主要構造部材に、地域材を10㎡以上使用する住宅。
- (4) 延床面積（住宅部分の床面積）が80㎡以上の住宅。
- (5) 使用する地域材に係る乾燥材乾燥業者、製材業者及び納材業者が、岡山県木材業者等登録簿に登録されている法人又は個人事業者であること。

(6) 建築基準法に基づく確認済証の交付日又は建築工事届の受理日が、第9条の規定による補助金の交付申請の年度の前年4月1日以降の住宅。

(7) 補助金申請年度末までに、主要構造部材の施工が完了し現地確認が可能な住宅。

(補助金の額)

第5条 新築補助金の交付対象者への補助金額は別表第1のとおりとする。

(申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、原則として棟上げ20日前までに津山市地域材利用新築住宅補助金交付申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に関係書類を添付して市長に提出し、申込日から90日以内に棟上を行わなければならない。

2 申込書には、次の各号に掲げる書類を添付する。建売住宅の場合は、販売する者において申込みができるものとし、第3号、第6号及び7号に掲げる書類の提出は、省略できるものとする。

(1) 津山市地域材利用新築住宅補助金確約書(様式第2号)

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項第2号及び第4号に掲げる建築物については確認済証の写し、その他の建築物については同法第15条第1項の建築工事届の写し(第8条の規定による補助金の交付申請の年度の前年4月1日以降のものに限る。)

(3) 工事請負契約書の写し(印紙税法で定められた額の印紙が貼付されていること)

(4) 住宅の平面図

(5) 住宅の位置図(住宅地図等)

(6) 申込者の市税等の完納証明書

(7) 申込者の現住所の住民票

(8) 補助金の申込み及び申請業務を委託する場合、委任状

(9) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付予定者の決定)

第7条 補助金交付予定者の決定は、申込みを受理したものから先着順とする。

2 市長は、第6条の規定による申込みがあったときは、速やかに内容を審査し、交付要件を満たしていることを確認する。

3 市長は、前項の審査結果を補助金交付予定者決定通知書(様式第3号又は様式第3号の2)により申込者に通知するものとする。

(申込みの辞退及び取消)

第8条 前条の規定により補助金の交付予定決定を受けた者(以下「交付予定者」という。)が次のいずれかに該当する場合は、辞退届(様式第4号)を市長に提出し、申込みを辞退しなければならない。

(1) 申込日より90日以内に棟上を行うことが出来ないとき。ただし、天候不良等の止むを得ない理由がある場合はこの限りではない。

(2) 前号に掲げるもののほか、交付要件を満たすことができない事由が発生したとき。

2 市長は辞退届の提出を受理したときは、取消通知書(様式第5号)により速やかに交付予定者に通知するものとする。

(補助金の交付申請又は現地確認依頼)

第9条 第7条の規定により交付予定者は、原則として棟上げ10日前までに、補助金交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、建売住宅の場合は、現地確認依頼書（様式第7号）を提出することとする。

2 前項に定める書類には次の各号に掲げる書類を添付する。

- (1) 地域産乾燥材使用証明書（様式第8号又は様式第8号の2）
- (2) 地域産乾燥材納材証明書（様式第9号又は様式第9号の2）
- (3) 地域産乾燥材納材内訳書
- (4) 納材業者から入荷した地域産乾燥材の確認写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 建売住宅の場合は、第10条の規定による現地調査後、補助金申込年度の3月31日までに対象住宅の購入者が申請しなければならない。補助金交付申請書（様式第6号の2）に、次の各号に掲げる書類を添付し、提出することとする。

- (1) 売買契約書の写し
- (2) 第10条第5項に掲げる書類の写し
- (3) 申請者の市税等の完納証明書
- (4) 申請者の現住所の住民票
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 第1項及び第3項の規定による申請は、津山市補助金等交付規則第9条の規定による実績報告を兼ねるものとする。

（現地調査及び補助金の交付決定）

第10条 市長は、第9条第1項の規定による申請（現地確認依頼）があったときは、速やかに内容を審査するとともに、現地調査を行う。

2 市長は、前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、現地調査を省略することができる。ただし、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

- (1) 地域産乾燥材使用証明書（様式第8号又は様式第8号の2）に記載された建築業者が、一般社団法人岡山県木材組合連合会（以下「県木連」という。）の登録する県産材サポーターを設置していること。
- (2) 地域産乾燥材納材証明書（様式第11号又は様式第11号の2）に記載された乾燥材乾燥業者、製材業者又は納材業者が、県木連の登録する県産材サポーターを設置していること。

3 現地調査については、市長が任命した職員が、別に定める基準に基づき行うこととする。

4 市長は、調査員証（様式第10号）を毎年度ごとに交付することとする。

5 市長は、現地調査の結果が適当と認めた場合には補助金の交付の決定及び額の確定を行い、補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第11号。以下「確定通知書」という。）により申請者に通知し、不適当と認めた場合には、第7条の規定による補助金交付予定者決定を取消すものとする。建売住宅の場合は、現地調査の結果を現地確認通知書（様式第12号）により申込者に通知するものとする。

6 市長は、建売住宅の場合で第9条第3項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付要件を満たしていることを確認する。結果が適当と認めた場合には補助金の交付の決定及び額の

確定を行い、確定通知書により申請者に通知し、不相当と認めた場合には、第7条の規定による補助金交付予定者決定を取消すものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条第5項又は第6項の規定により補助金交付決定及び額の確定通知を受けた者は、速やかに請求書(様式第13号)により補助金を請求するものとする。

(補助金の支払)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類に事実と異なる内容を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 市長が特に必要と認めたとき。

(補助金に係る手続きの停止)

第14条 市長は、前条の行為に関与した者について、関与が認められた日から市長が定めた期間において、補助金に係る手続きを認めないこととすることができる。

(台帳の作成)

第15条 市長は、この要領を適用して補助金を交付した住宅の台帳を作成しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月6日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

区分	交付対象条件	補助金
新築補助金	使用する地域材に係る乾燥材製材業者、製材業者又は納材業者が、岡山県木材業者等登録簿に登録されている法人又は個人事業者	500,000円

	<p>次の条件に全て該当する場合</p> <p>①使用する地域材に係る乾燥材製材業者、製材業者又は納材業者が、岡山県木材業者等登録簿に登録されている法人又は個人事業者</p> <p>②使用する地域材を、市内に事業所を有する法人又は個人事業者で乾燥、製材及び納材した場合</p>	<p>800,000円</p>
--	--	-----------------